

福岡県ソフトテニス連盟
資格委員会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本委員会は、福岡県ソフトテニス連盟規約第21条5項に定める資格委員会(以下「委員会」という)といい、福岡県ソフトテニス連盟(以下「本連盟」という)内に設置する。

(事務局)

第2条 本委員会の事務局は、次に掲げるところに置く。
〒818-0022 筑紫野市筑紫駅前通 1-20 フレミール筑紫 602
田中 真彦
092-926-1648

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本委員会は、公認審判員の育成・研修・普及及び、技術検定会・技術等級の普及を図り、ソフトテニスの発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本委員会は、第3条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

- (1) 2級審判員の更新・講習・検定会
- (2) ジュニア審判員の普及
- (3) 一級審判員の育成補助(更新・検定会を含む)
- (4) 審判登録番号の日連申請及び、審判登録番号管理
- (5) 2級・ジュニア審判員テストの作成
- (6) 審判委員長を必要とする県内大会へのレフェリー派遣
- (7) 派遣依頼がある場合の審判員の派遣(県内外及び国際大会)
- (8) 技術等級の日連申請・技術等級発行及び、管理
- (9) 技術等級検定会の実施
- (10) 日連・九連・県内外各団体との審判に関わる連絡・調整
- (11) 資格委員会の年間事業計画及び、予算・決算の作成
- (12) 資格委員会の経理・予算の管理
- (13) 各事業の周知
- (14) その他資格委員会が必要と認めた事業
- (15) 理事長からの指示によるもの

第3章 委員・協力会員

(委員・協力会員)

第5条 本委員会は、次の委員及び協力会員をおくことができる。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名
- (3) 会計 2名以内
- (4) 委員 10名以内
- (5) 協力会員 一級審判員

第4章 委員及び協力会員の選任

(委員・協力会員の選任)

第6条 本委員会の委員・協力会員の選任は次のとおりとする。

- (1) 委員長 理事長の推薦に基づいて総会の決議により会長が委嘱する。
- (2) 副委員長 委員長の推薦に基づいて理事長が委嘱する
- (3) 会計 委員長の推薦に基づいて理事長が委嘱する
- (4) 委員 委員長の推薦に基づいて理事長が委嘱する
- (5) 協力会員 委員長が委嘱する

第5章 委員の任務・任期

(委員の任務)

第7条 本委員会委員の任務は次のとおりとする。

- (1) 委員長 委員長は、本委員会を代表し、理事長の命を受けて職務を執
する
- (2) 副委員長 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは職務
を代理する
- (3) 会計 本委員会の予算に基づき、会計事務を職務する
- (4) 委員 委員会を組織し、職務を執行する

(委員の任期)

第8条 本委員会の委員の任期は、本連盟規約第16条に準ずる。

第6章 委員会

(委員会)

第9条 本委員会の運営は、次のとおりとする。

- (1) 委員会は、必要に応じ委員長が召集する
- (2) 委員会は、委員の過半数の出席で成立する
- (3) 委員会の議長は、委員長が行う

- (4) 議事は、出席者の過半数の賛成をもって決定し、可否同数の場合は議長が決する
- (5) 委員会は、委員長が必要と認めた場合、協力会員を含めて決議することができる
- (6) 委員会は、委員長が必要と認めた場合、理事長及び有識者の出席を認める
- (7) 委員会決議事項は、常任理事会で承認された後施行する

第7章 会計

(資産の管理)

第10条 資産の管理及び会計は、福岡県ソフトテニス連盟規約第23条2項に準ずる。

(経費の支弁)

第11条 本委員会の事業遂行に要する経費は、本委員会の資産を持って支弁する。運営費及び事業費について、別表1のように定める

(事業計画及び収支予算)

第12条 本委員会の事業計画及び収支予算は、毎会計年度開始前に委員会で作成する。

本委員会の収支決算で余剰金が生じた場合、福岡県ソフトテニス連盟一般会計へ編入する

(会計年度)

第13条 本委員会の会計年度は、毎年1月1日より12月31日までとする。

第8章 規約の変更

(規約の変更)

第14条 本委員会の規約の変更は、委員会の3分の2以上の賛成をもって決議し、常任理事会の承認を要す。

附則

(施行期日) 平成17年 4月 1日

(施行期日) 平成29年 2月 5日